定期監査報告書

財政援助団体等

1. 監査の実施日　平成29年2月17日（金曜）

2. 監査の範囲

平成27･28年度における南砺市補助事業、指定管理業務に係る出納及びその他の事務

3. 監査の対象

財政援助団体等（一般社団法人じょうはな伝統芸能・文化を護る会、文化創造南砺合同会社、オカベ・ホクタテ共同体）

4. 監査の方法

財政援助団体等（一般社団法人じょうはな伝統芸能・文化を護る会、文化創造南砺合同会社、オカベ・ホクタテ共同体）については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

５．監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認めるが、検討又は改善を求める事項は次のとおりである。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

６．意見

（一般社団法人じょうはな伝統芸能・文化を護る会）

団体運営の基本となる経理規程等諸規程の一部が整備されていないことから、組織運営のルールが明確になっていない。公の施設の指定管理を行う上で、必要な規程の制定を図られたい。

（文化創造南砺合同会社）

公の施設の指定管理については、その指定管理料の原資が税金であることから

内部牽制が求められる。諸規程に基づいた運営が適正になされていることを説明するためにも、監査役又は会計監査人による監査体制を整えられたい。

（生涯学習スポーツ課）

指定管理者による各館の運営がなされているが、その館運営における特色が十分に打ち出されていない。また、指定管理者募集時に提案された自主事業の実施が少なく、提案内容が十分に反映されているとは言えない状況であった。

担当課においては、各館の設置目的に沿い特色を生かした取組みを進めるとともに創意工夫に満ちた運営でよりよい市民サービスが提供できるよう、指定管理者と協議されたい。

施設管理の契約について試査したところ、契約相手の選定過程において他社との比較が無いままに従前の契約先と契約する例が散見された。施設の効率的な管理の面からも、複数の事業者から見積りを徴収し、その契約が妥当であることを説明することができるよう、指導されたい。